

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退
（障害福祉課） 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
（同） 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（二件）
（農村振興課） 一
- 道路の区域変更（二件）
（道路課） 二
- 道路の供用開始
（同） 二
- 名取川水系河川整備計画（県管理区間）の公表
（河川課） 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
（新産業振興課） 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（教育庁高校教育課） 三
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表
（選挙管理委員会） 五

告 示

- 宮城県告示第百七十八号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したため、同法第五十一条第三号の規定により告示する。
平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

設置者名

辞退年月日

〇四一〇八〇〇三二	虹の園 角田市佐倉字町裏一番六十二	社会福祉法人 臥牛三敬会	平成二十二年 三月三十一日
〇四一〇八〇〇一五	第二虹の園 角田市佐倉字町裏一番六十二	社会福祉法人 臥牛三敬会	平成二十二年 三月三十一日

○宮城県告示第百七十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したため、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九〇〇三八	たけちゃんち 多賀城市桜木一丁目 一番二十八号	児童デイサービス	特定非営利活 動法人幸創	平成二十二年 三月一日

○宮城県告示第百八十号

県営小川地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成二十二年三月九日から平成二十二年四月六日まで
- 縦覧場所

岩沼市役所
名取市役所

○宮城県告示第百八十一号

県営沢辺地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月九日から平成二十二年四月六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所
栗原市金成総合支所

○宮城県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百五十七号

三 道路の区域

変更の区間

黒川郡大衡村大衡字行志一番一地从先から
同郡同村大衡字西ノ谷三番三地从先まで

変更の区間		変更の前後	
前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一九・〇	一九・〇	六六・〇	一九〇・一
一九・〇	一九・〇	六六・〇	一九〇・一

○宮城県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大衡仙台線

三 道路の区域

変更の区間

黒川郡大和町小野字石倉向山二番六番地先
から
同郡同町小野字石倉向山二番四七番地先ま
で

変更の区間		変更の前後	
前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
五〇・〇	四三・五	六八・〇	一八八・〇
五〇・〇	四三・五	六八・〇	一八八・〇

○宮城県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四百五十七号	黒川郡大衡村大衡字行志一番一地从先から 同郡同村大衡字西ノ谷三番三地从先まで	平成二十二年 三月十五日

○宮城県告示第百八十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川名取川水系河川整備計画（県管理区間）を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台北土木事務所及び宮城県仙台地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気年間二百八万二千キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部新産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年二月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社エネット 東京都港区芝公園一丁目八番十一号

五 落札金額 一億七千六百六十六万四千四百六十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 二百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十二年四月二十日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 七十キロリットル 平成二十二年五月 百七十キロリットル 平成二十二年八月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力を利用するなどしているとき。

（三）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（四）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（五）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十二年三月二十九日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四三三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二一）

2 入札説明書の交付期限
平成二十二年三月二十九日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年三月二十九日まで必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

（一）宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十二年四月二日午前九時から平成二十二年四月十二日午後五時まで

（二）書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十二年四月十二日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十二年四月十三日午前十一時 教育庁会議室（宮城県庁行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS(K2205-1980) Class 1, No. 2) 200 Kiloliters

- 2 Deadline for Delivery: April 20, 2010
- 3 Place of Delivery: Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid: April 12, 2010, 5: 00 p.m.
- 5 Contact Person: Yasuhiro Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, TEL: 022-211-3621

選挙管理委員会

○阿部選挙区第十八号

宮城県選挙区法（昭和二十三年法律第六十四号）第十一條第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分次選挙事務の課料があったので、同法第二十條第一項の規定により、その課料を支払うこととすることを報告する。

平成二十一年三月六日

阿部選挙区選挙管理委員会

代表者 佐藤 豊 一

政治団体の収支報告書の要旨

（資金管理団体）

政治団体の名称 鈴木勇治後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 鈴木 勇治

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 平成二十一年 8 月 3 日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 2,065,185 円

ア 前年繰越額 140,185 円

イ 本年収入額 1,925,000 円

(2) 支出総額 1,991,033 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附 附 100,000 円

(ア) 寄附（内訳別掲） 100,000 円

a 政治団体からの寄附 100,000 円

イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,825,000 円

(ア) 鈴木勇治出生後援会新年会 174,000 円

(イ) 鈴木勇治連合後援会役員会 35,000 円

(ウ) 鈴木勇治と新春初夢を語る会 1,575,000 円

(エ) 鈴木勇治秋保境野後援会 7,000 円

(オ) 鈴木勇治太白地域後援会総会 34,000 円

合 計 1,925,000 円

【寄附の内訳】

ア 政治団体からの寄附 (金 額) (住 所)

(寄附者の名称) (金 額) (住 所)

自由民主党仙台市支部連合会 100,000 円 仙台市青葉区

小 計 100,000 円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 45,300 円

(ア) 事務所費 45,300 円

イ 政治活動費 1,945,733 円

(ア) 組織活動費 1,945,733 円

合 計 1,991,033 円

政治団体の名称 仁田和廣政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 仁田 和廣

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 平成二十一年10月6日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 996,051 円

ア 前年繰越額 996,051 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 きよ子の会

報告年月日 平成二十一年 9 月 28 日

1 収入・支出の総額		0 円	1 本年収入額		0 円
(1) 収入総額	=====	0 円	(2) 支出総額	=====	0 円
ア 前年繰越額		0 円	政治団体の名称 高橋豊一後援会		
イ 本年収入額		0 円	報告年月日 平成21年12月1日		
(2) 支出総額	=====	0 円	1 収入・支出の総額		1,084 円
政治団体の名称 さい清志後援会			(1) 収入総額	=====	1,084 円
報告年月日 平成21年12月10日			ア 前年繰越額		1,084 円
1 収入・支出の総額		0 円	イ 本年収入額		0 円
(1) 収入総額	=====	0 円	(2) 支出総額	=====	0 円
ア 前年繰越額		0 円	政治団体の名称 武田節夫後援会		
イ 本年収入額		0 円	報告年月日 平成21年12月16日		
(2) 支出総額	=====	0 円	1 収入・支出の総額		0 円
政治団体の名称 さい清志と元気なまちをつくる会			(1) 収入総額	=====	0 円
報告年月日 平成21年12月10日			ア 前年繰越額		0 円
1 収入・支出の総額		0 円	イ 本年収入額		0 円
(1) 収入総額	=====	0 円	(2) 支出総額	=====	0 円
ア 前年繰越額		0 円	政治団体の名称 につた和広後援会		
イ 本年収入額		0 円	報告年月日 平成21年10月6日		
(2) 支出総額	=====	0 円	1 収入・支出の総額		0 円
政治団体の名称 佐藤ひでお後援会			(1) 収入総額	=====	0 円
報告年月日 平成21年12月24日			ア 前年繰越額		0 円
1 収入・支出の総額		0 円	イ 本年収入額		0 円
(1) 収入総額	=====	0 円	(2) 支出総額	=====	0 円
ア 前年繰越額		0 円	政治団体の名称 日本弁護士政治連盟仙台支部		
イ 本年収入額		0 円	報告年月日 平成21年8月26日		
(2) 支出総額	=====	0 円	1 収入・支出の総額		2,666,172 円
政治団体の名称 政治結社大行社仙台支部			(1) 収入総額	=====	2,666,172 円
報告年月日 平成21年8月13日			ア 前年繰越額		2,340,557 円
1 収入・支出の総額		0 円	イ 本年収入額		325,615 円
(1) 収入総額	=====	1,392,595 円	(2) 支出総額	=====	106,094 円
ア 前年繰越額		1,392,595 円	2 収入・支出の内訳		

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	310,000 円
イ その他の収入	62 人
10万円未満の収入	15,615 円
合 計	325,615 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	106,094 円
イ 組織活動費	100,294 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,800 円
a 機関紙誌の発行事業費	5,800 円
合 計	106,094 円
政治団体の名称 門田よしのり育てる会	
報告年月日 平成21年8月31日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円